

第2章

～計画推進委員会と検討する課題～

計画の実行を支える体制整備

計画の実効性を高め、進行状況を管理する機関および地域における動物愛護管理の支援組織として各種団体の代表および学識経験者、動物の専門家および市町や県の代表で構成する「計画推進委員会（協議会）」を設置します。

中間見直し時には、数値目標等の設置も必要なことから、新たに動物愛護管理指標の設定についても推進委員会で検討します。

また、計画を策定するにあたって、「福井県動物愛護管理推進計画策定検討委員会」でいろいろと検討を重ねてきた結果、数々の課題が提起されました。策定検討委員会では、それら課題の一つひとつについて、話し合いを行い具体的な施策として提案を行ってきましたが、計画策定時点では、提案できない部分もあり、中間見直しに向けて、引き続き検討を要するとの結論に至りましたので、これらの課題についても推進委員会で検討を行います。

検討事項

(1) 動物愛護管理指標の設定

計画の実効性を計るためにには、数値目標は欠かせません。しかしながら、現在の状況では、動物に関する実態の把握が十分に行われておらず、的確な数値目標の設定は困難です。

計画の進行に併せて市町との連携を取りながら、必要な動物愛護管理に関する実態把握を進めるとともに、数値目標ともなる「動物愛護管理指標」の設定を行います。

数値目標が必要な分野

適正な飼養管理を行う飼養者の数

本県における犬、ねこの飼養数 等

(2) 野良ねこの対策

野良ねこに対する施策は、野良ねこに対して不妊去勢手術を施すことなどが考えられますが、費用の面から即実行に至らないため、この計画の推進において、ねこの屋内飼養や繁殖制限の普及が図られることにより、野良ねこの増加を抑え、ねこの引取り数の減少をめざしています。

しかし、これらの方策が、ねこの引取り数の減少に有効な対策とならない場合は、野良ねこに対して不妊措置などを講じなければならないとも考えられるため、計画の進行状況を見ながら引き続き検討します。

また、ねこの引取り数の削減のために、不妊去勢手術についてどのような措置が適当であるかについて十分検討していきます。

(野良ねこ対策の例)

「地域ねこ」の例：横浜市磯子区、東京都世田谷区など

飼いねこ登録の例：厚木市、藤枝市、沖縄県竹富町（ヤンバルクイナの保護）

不妊去勢手術の助成：石川県、世田谷区、磯子区など

※地域ねこ：

特定の所有者（飼い主）がいないねこで、かつそのねこが住みつく地域のねこ好きな複数の住民たちの協力によって世話され、また管理されているねこのことです。

この中には、特定個人や不特定多数によって、ただ給餌されるだけのねこは含まれません。特定個人によってのみ給餌されるだけのねこはその人の飼いねこであり、特定の誰かに養われていない（管理責任を持つ者がいない）ねこは野良ねこです。

(3) 動物愛護（管理）センターの設置

動物愛護（管理）センターの役割である動物愛護思想の普及啓発や命の尊さを学ぶこと、動物相談などについては、本県では健康福祉センターや畜産試験場、自然保護センター等で行っており、こうした施設において様々な活動を実施することで総合的に動物愛護センターとしての機能を果たしているものと考えています。

本計画においても、各健康福祉センターを中心として、地域の特性に応じた愛護を推進する計画を進めています。これらの進行状況を見た上で、動物愛護（管理）センターについては、設置の必要性、経済効率、運営経費などを勘案して議論すべきであるため、引き続き検討を重ねていきます。

(4) 地域における動物愛護管理の進め方の検討

地域における動物愛護管理については、地域住民全体で取り組む「地域の動物愛護管理ルールづくり」などへの支援を行います。

これらの活動の推進には、地域の動物愛護管理活動のリーダーとして、自治会等において「動物愛護管理担当者」などの設置について、市町と協議を行います。